

## 緊急事態宣言の延長における市立小・中学校の対応について

本市では、全小・中学校において、東久留米市教育委員会が定めた新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインによる対応を引き続き行うとともに、「【令和3年8月25日】東久留米市立小・中学校における2学期の体制について」にてお知らせいたしました内容を継続しながら、下記の事項について改めて留意した上で教育活動を行ってまいります。

保護者・地域の皆様がご安心できるよう感染症対策に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 授業等の配信について

これまでと同様、引き続きの対応として、学校へ通うことが難しいお子様に向けて、タブレット端末を活用した授業等の配信を希望者に行います。

#### 2 校外学習について

これまでと同様、緊急事態宣言中における遠足等の校外学習については、中止又は延期とします。ただし、小学校生活科等の授業における地域での活動については、地域の感染状況等を鑑みて実施する場合があります。

#### 3 行事について

これまでと同様、緊急事態宣言中の行事の実施は可能とします。ただし、保護者・地域の皆様の参観はご遠慮いただきます。

#### 4 中学校部活動について

緊急事態宣言が延長された期間については、感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い活動や生徒同士が接触するような活動は行いません。

なお、マスクを外す必要がある場合は、屋内外を問わず「人との距離を2メートル以上確保すること」、「不必要な会話や発声を行わないこと」について徹底して活動を行います。

#### 5 校内で感染者が発生した場合の臨時休業等の対応について

令和3年8月27日付文部科学省による「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて対応を図ってまいります。